平成２８年（再イ）第１４号
山形県南陽市椚塚652番地
再生債務者　神保　一子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年４月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年４月21日　山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（再イ）第１５号
山形県南陽市椚塚652番地
再生債務者　神保　芳治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年４月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年４月21日　山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（再イ）第２９号
岡山県倉敷市大内722番地１　202
再生債務者　加藤　仁美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年４月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年４月21日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２８年（再イ）第９号
香川県観音寺市大野原町大野原1219番地８
再生債務者　片山　登子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年４月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年４月21日
高松地方裁判所観音寺支部

解散命令公告

広島県公告
下記に掲げる組合は、その代表権を有する者の所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。
平成29年５月９日
広島県知事　湯﨑　英彦

記

命令の要旨
中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
名称及び主たる事務所の所在地
1　全国供の会事業協同組合
広島市佐伯区藤の木一丁目19番24号
2　広島経理事務センター企業組合
広島市中区昭和町４番23―201号
教示
この処分について不服があるときは、この公告が行われた日から２週間を経過した日の翌日から起算して３か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできる（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となる。）。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。
平成29年５月９日　北海道教育委員会
1　失効した免許状
⑴　氏名　今野　健太　本籍地　北海道
ア　免許状の種類、教科、番号、授与権者、授与年月日
①　中学校教諭１種免許状、外国語（英語）、平24中１第951号、北海道教育委員会、平成25年３月19日
②　高等学校教諭１種免許状、外国語（英語）、平24高１第1300号、北海道教育委員会、平成25年３月19日
③　高等学校教諭１種免許状、情報、平24高１第1301号、北海道教育委員会、平成25年３月19日
イ　失効年月日　平成29年１月17日
⑵　氏名　江下　憲之　本籍地　北海道
ア　免許状の種類、教科、番号、授与権者、授与年月日
①　小学校教諭１級普通免許状、昭64小１普第73号、北海道教育委員会、平成元年３月15日
②　中学校教諭１級普通免許状、社会、昭64中１普第96号、北海道教育委員会、平成元年３月15日
③　高等学校教諭２級普通免許状、社会、昭64高２普第103号、北海道教育委員会、平成元年３月15日
イ　失効年月日　平成29年１月25日
⑶　氏名　糀谷　昌美　本籍地　北海道
ア　免許状の種類、教科、番号、授与権者、授与年月日
①　高等学校教諭１種免許状、工業、平４高１第1835号、北海道教育委員会、平成５年３月18日
イ　失効年月日　平成29年２月22日
2　失効事由　以上⑴～⑶は、教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成29年５月９日　三重県教育委員会
1　失効した免許状
⑴　免許状の種類　高等学校教諭１種免許状
教科　農業
免許状の番号　平１高一種第807号
授与年月日　平成２年３月31日
授与権者　三重県教育委員会
氏名　伊藤　誉
本籍地　三重県
⑵　免許状の種類　高等学校教諭１種免許状
教科　情報
免許状の番号　平14高一種第565号
授与年月日　平成15年３月31日
授与権者　三重県教育委員会
氏名　伊藤　誉
本籍地　三重県
2　失効年月日　平成29年３月23日
3　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳～60歳代前後の男性、身長160～170センチメートル位、着衣は紺色ジャンパー、紺色ジャージ、オレンジ色シャツ、白色シャツ、灰色スウェットズボン、パンツ、靴下、運動靴、腕時計、手袋
上記の者は、平成28年４月13日午後５時５分頃、坂東市岩井3212番地１雑木林において、死体で発見されました。遺骨は、身元不明につき火葬に付し、坂東市斎場納骨堂に収蔵してあります。心当たりの方は、当市福祉事務所まで申し出てください。
平成29年５月９日
茨城県　坂東市長　木村　敏文

行旅死亡人

本籍・住所不詳、年齢65～75歳位の男性、身長170～175cm位、痩せ型、髪白髪混じり、前頭部一面に禿げ、所持品は、財布、小銭入れ、現金、印鑑（荒川と刻印あり）、リュックサック
上記の者は、平成29年４月３日午前８時ころ東京都荒川区南千住７丁目19番１号旅館勉強堂21号室から緊急搬送され、東京都墨田区東向島２丁目27番１号東京曳舟病院に入院するが、同年４月12日午前11時40分に同病院で死亡された方です。身元の特定が出来ませんでしたので、墨田区が火葬に付し、遺骨を保管しています。お心当たりのある方は、墨田区福祉保健部厚生課までお申し出ください。
平成29年５月９日
東京都　墨田区長　山本　亨

無縁墳墓等改葬公告

道路築造工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。
平成29年５月９日　鹿沼市
1　墳墓等所在地　栃木県鹿沼市日吉町字藤木512番３
1　墳墓等の名称　不詳
1　死亡者の本籍及び氏名　不詳
1　改葬を行おうとする者　栃木県鹿沼市今宮町1688番地１　鹿沼市長　佐藤　信